



門川町指令15第10号

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可証



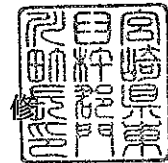
住所 宮崎県延岡市小野町4138番地1

氏名 株式会社 南日本環境センター
代表取締役 安在 哲幸 殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成30年 3月29日

門川町長 安田



許可の種類	一般廃棄物処理業（ごみ収集運搬）
収集する一般廃棄物の種類	事業系ごみ
許可の期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
許可の区域	門川町の区域内
搬入先	門川町が指定する処理施設
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 2、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 3、自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。 4、許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。 5、許可証を事務所等に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。 6、作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し保存すること。 7、処分料金については、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等、適正かつ合理的なものとする事とし、標準的な処分料金表を作成する等明瞭に取り扱うこと。 8、搬入された一般廃棄物の搬入先及び数量を毎月報告すること。 9、掲示板等、町が別に掲げる事項を表示すること。 10、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反があったとき及びこの許可条件に違反があったときは、許可を取り消すことがある。